

多文化共生スクールサポートセンター事業

運営事業者 募集要項

令和4年2月

東京都教育委員会

<目次>

目次等	1
第1 事業概要等	3
1 事業目的	
2 事業内容	
3 事業期間	
4 事業規模	
5 運営体制及び関係者の役割	
6 費用負担	
7 事業開始までの流れ	
第2 事業予定者の募集及び選定等	5
1 事業応募者の要件	
2 募集スケジュール及び応募に係る手続	
3 審査	
4 審査結果の公表	
5 応募に関する注意事項等	
第3 事業実施に係るリスク・責任等の分担等	9

「多文化共生スクールサポートセンター事業募集要項」（以下「本要項」という。）は、都立高等学校のうち、在京外国人生徒募集枠設置校に在籍する日本語指導が必要な生徒をサポートする多文化共生スクールサポートセンター事業の運営事業者を募集するため、広く公表するものです。

【用語に関する定義等】

本要項における用語の定義は以下のとおりです。

ア 事業応募者

：多文化共生スクールサポートセンター事業に応募した事業者のことをいいます。

イ 事業予定者

：公募により最優秀事業応募者として選定された事業者のことをいいます。

ウ 運営事業者

：東京都教育委員会と実施協定書を締結し、多文化共生スクールサポートセンター事業を運営する事業者のことをいいます。

エ 多文化共生スクールサポートセンター

：運営事業者が設置・運営し、在京外国人生徒募集枠設置校からの日本語指導が必要な生徒の支援に係る相談及び支援申請の受付、専門家・多文化共生スクールサポーターの推薦並びに支援計画の策定等を一括して担うセンターのことをいいます。

オ 多文化共生スクールサポーター

：通訳、弁護士等の専門家以外の者で、日本語学習の支援や在留資格、文化・言語の違い等日本語指導が必要な生徒に特有な支援を要する事項等について、日本語指導が必要な生徒や在京外国人生徒募集枠設置校への支援を担う者のことをいいます。

第1 事業概要等

1 事業目的

多文化共生スクールサポートセンター事業（以下「本事業」という。）は、都立高等学校の内、在京外国人生徒募集枠設置校（以下「学校」という。）において、日本語指導が必要な生徒と日本人生徒が共に学ぶ中で、お互いの言語、文化、価値観等に関する理解を深め、尊重し合うことにより、国際感覚の醸成の促進を図ることを目指して、日本語の効果的な習得や円滑な学校生活を送ること等に対する取組の実施をサポートし、日本語指導が必要な生徒やそれを支える教員に対する支援の向上を図ることを目的に実施するものです。

2 事業内容

本事業の事業内容は下記のとおりです。（事業のスキーム図は参考資料のとおり）

- (1) 多文化共生スクールサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の設置・運営
- (2) 日本語指導が必要な生徒の支援に係る相談及び支援申請の受付、専門家・多文化共生スクールサポーター（以下「サポーター」という。）の推薦並びに支援計画の策定
- (3) 日本語指導が必要な生徒・教員に対する支援の実施

3 事業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 事業規模

- (1) 在京外国人生徒募集枠設置校（対象校） 8校
（都立国際高等学校、都立飛鳥高等学校、都立田柄高等学校、都立竹台高等学校、都立南葛飾高等学校、都立府中西高等学校、都立六郷工科高等学校、都立杉並総合学校）
- (2) 支援対象生徒数 約380人（令和3年度・8校合計）

なお、本事業の支援の対象は、原則（1）の学校の全日制課程に在籍する日本語指導が必要な生徒及び教員としますが、必要に応じて、（1）の学校の定時制課程に在籍する日本語指導が必要な生徒及び教員も支援の対象にすることができるものとします。

5 運営体制及び関係者の役割

本事業は、運営事業者、学校、東京都教育委員会の三者によって、運営され、運営事業者が紹介するサポーターを含めた関係者の役割は以下のとおりです。

- (1) 運営事業者の役割

- ア 日本語指導が必要な生徒への支援に係る相談・サポート依頼を受け付けるサポートセンターの設置・運営
 - イ サポートセンターにおける学校からの日本語指導が必要な生徒の支援に係る相談及び支援申請の受付
 - ウ 課題解決に向けた最適なサポーター・専門家の推薦及び支援計画の策定
 - エ サポーターへの謝礼金の支払い
- (2) サポーターの役割
- ア 日本語の学習支援に関する企画・運営補助
 - イ 在留資格、文化・言語の違い等日本語指導が必要な生徒に特有な支援を要する事項に関する取組の企画・運営補助
 - ウ 担当教員・生徒との面談
 - エ その他、学校の支援依頼に基づいた日本語指導が必要な生徒に対する支援に関する取組の企画・運営補助
- (3) 東京都教育委員会の役割
- ア 事業の進捗管理
 - イ 運営事業者との調整
 - ウ 事業の検証
 - エ 事業の成果の普及啓発
- (4) 学校の役割
- ア 日本語指導が必要な生徒に対する支援の実施
 - イ 日本語指導が必要な生徒に関する校内における課題整理や校内調整
 - ウ 推薦を受けた通訳・専門家、サポーター又は支援計画の採否の決定
 - エ サポートセンター等との調整

6 費用負担

東京都教育委員会は、運営事業者に対して、東京都議会の議決及び協定書等に定める規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、本事業の実施に係る経費の内、以下の経費に限り、分担金として支出します。

- (1) 事務局運営費 月額 430 千円×12 か月
- (2) サポーターに係る謝金 1時間当たり 2,600 円 (上限 15,700 千円) ※サポーターに係る謝金は、支援実績に応じて支払うものとします。

7 事業開始までの流れ

- (1) 事業予定者の決定（「第2 事業予定者の募集及び選定等」を参照）

東京都教育委員会は、事業応募者からの提案書の提出を受け、これを審査し、事業者としての適格性を有し、かつ提案事業等の内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者

を選定し、事業予定者として決定します。

(2) 実施協定書の締結

事業予定者は、東京都教育委員会と十分に協議の上、事業の具体的実施方法等を定める実施協定書を締結します。

※実施協定書の協議に当たっては、都の費用負担を増額することや事業内容等を大幅に変更することはできません。

第2 事業予定者の募集及び選定等

1 事業応募者の要件

事業応募者は下記の要件を満たすものとし、要件に適合しない場合は、失格とします。

(1) 基本的要件

事業応募者は、日本国内に常設の拠点を置く法人で、事業の安定した運営が可能な企画力、運営力及び経営能力等を有する者としてします。

(2) 日本語指導が必要な児童・生徒の支援に関する経験

事業応募者は、概ね18歳以下の日本語指導が必要な児童・生徒の支援について5年以上の支援実績を有する者としてします。

(3) 経営能力等

事業応募者は、事業を安定的・継続的に履行する上で必要な資力、信用力を有することとしてします。

(4) 欠格事項

事業応募者は、次の欠格事項のいずれかに抵触する場合、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成29年6月26日付29財経総第613号）に基づく指名停止期間中の者

ウ 経営不振の状態（会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、銀行取引停止処分が行われたとき、手形取引停止処分がなされたとき及び電子債権記録機関による取引停止処分がなされたとき。）の者

エ 最近1年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税を滞納している者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過し

- ていない者又はそれらの者の統制下にある者が人事面で関与している者
- カ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 29 年 8 月 18 日付 29 財経総第 1211 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属している又は関与している者
- ク 本事業の審査委員及び関係職員に対して、選定されるように個別に接触した者

(5) 要件確認の基準日

- ア 事業応募者の要件の基準日は、提案書等の受付時点とします。ただし、受付時点で基本要件を満たしていない場合又は受付時点以降基本要件を満たさなくなった場合において、審査結果の公表までの間に基本要件を満たすことが明らかなものとして東京都教育委員会が認めた場合は、基本要件を満たす見込みの日を基準日とします。
- イ 事業予定者が協定書締結までの間に、事業応募者の要件に適合しなくなった場合は、原則として、失格とします。ただし、東京都教育委員会が指定する期間内に東京都教育委員会の承認を受けることを前提に、資格を満たす場合は、この限りではありません。

2 募集スケジュール及び応募に係る手続

(1) 募集スケジュール

事業予定者の募集及び選定は、下記のスケジュールでの実施を予定しています。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和 4 年 2 月 1 日（火曜日）
応募希望表明書及び質問の受付	令和 4 年 2 月 1 日（火曜日）から 令和 4 年 2 月 8 日（火曜日）まで
募集要項に関する質問への回答	令和 4 年 2 月 1 0 日（木曜日）
提案書の受付	令和 4 年 2 月 1 4 日（月曜日）から 令和 4 年 2 月 1 8 日（金曜日）まで
審査会の開催	令和 4 年 2 月下旬～3月上旬
最優秀事業応募者の決定及び公表	令和 4 年 2 月下旬～3月上旬
実施協定書の締結	令和 4 年 3 月中旬

(2) 応募に係る手続

ア 応募希望表明書の受付

応募を希望する事業者は、応募希望表明書（様式 A）に所要の事項を記入し、受付期間内に受付窓口へ持参又は郵送してください。応募希望表明書は、事業応募のため

の要件としますが、応募を義務付けるものではありません。また、応募希望表明書を提出した事業応募者名は公表しません。

- (ア) 受付期間 令和4年2月1日(火曜日)から同月8日(火曜日)まで(郵送の場合は必着)
- (イ) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (ウ) 受付場所 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課計画総括担当(都庁第二本庁舎15階北側)
- (エ) 提出部数 1部

イ 本要項等への質問・回答

(ア) 本要項等に対し質問がある場合は、質問書(様式B)に所要の事項を記入し、応募希望表明書の受付期間内に電子メールにより送付し、東京都教育委員会の受領確認を得てください。電話での受付は行いません。

- ① 電子メールアドレス S9000011@section.metro.tokyo.jp(教育庁都立学校教育部高等学校教育課)
- ② 件名 【事業者名】多文化共生スクールサポートセンター事業質問書の送付
- ③ 送付物 質問書(様式B)(Excelの様式)

(イ) 本要項等への全ての質問に対する回答は、応募希望表明書の提出があった全事業者へ行きます。

ウ 提案書等の提出

事業応募者は、提案書として別添の様式等を以下の日時・場所まで持参又は郵送してください。

- (ア) 受付日 令和4年2月14日(月曜日)から令和4年2月18日(金曜日)まで(郵送の場合は必着)
- (イ) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (ウ) 受付場所 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課計画総括担当都庁第二本庁舎15階北側)
- (エ) 提出書類

- ① (様式C) 提案書提出届 1部
- ② (様式D) 提案書 11部(正本1部、副本10部)
 - ※正本には、表紙に表題、事業者名及び事業者の担当部署及び担当者を記載し、副本については、表題のみ記入してください。
 - ※提案書本体には事業者名及び事業者名が特定・類推できるような記載はしないようにご注意ください。

3 審査

(1) 審査方法

審査基準に従い、次のとおり要件審査及び事業応募者提案等の審査を行います。

ア 要件審査では、「第2 事業予定者の募集及び選定等」「1 事業応募者の要件」に記載された要件の該当性を確認し、要件を満たさない事業応募者については、失格とし、その旨を通知します。

イ 事業応募者提案等の審査は、事業応募者が東京都教育委員会に提出した提案書等及び事業応募者によるプレゼンテーションにより行います。

(2) 審査項目

ア 要件審査

イ 事業応募者の提案等に係る審査

(ア) 日本語指導が必要な生徒の支援における実績

(イ) 本事業への理解

(ウ) 本事業への取組方針

(エ) 本事業の実施・運営体制

(オ) その他

(3) 事業応募者の提案等に係る審査の詳細

ア 提案書の概要説明及び提案書に対する質疑応答のため、必ず審査会に出席してください。欠席した場合は、一切の手続を辞退したものとみなします。

イ 実施日・会場等の詳細については、別途ご連絡します。

ウ プレゼンテーションの時間は、提案書等の概要説明と質疑応答を合わせて20分程度を予定しています。

エ プレゼンテーションの出席者は、1事業応募者につき3名までとします。

オ 概要説明に当たっては、提案書以外の資料の使用は認めません。

4 審査結果の公表

審査結果について、最優秀事業応募者等を公表します。

5 応募に関する注意事項等

(1) 応募に係る費用負担

本事業の応募に当たり、必要な一切の費用は、事業応募者が負担するものとします。

(2) 提出書類に関する取扱い

本事業の応募に当たり、事業応募者が提出した書類は返却いたしません。

第3 事業実施に係るリスク・責任等の分担等

- (1) 事業者の提案内容に起因する損害については、事業者がその責任を負います。
- (2) 自然災害等の不可抗力により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負うこととしますが、本事業の実施及び追加費用については、東京都教育委員会と協議します。
- (3) 法令や許認可の新設・変更により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負います。
- (4) 税制度の新設又は変更により、事業者に追加負担が生じる場合は、事業者が責任を持って対応することとしますが、費用負担については、東京都教育委員会と協議します。
- (5) 本事業に起因して発生する事故等については、事業者がその責任により対応することとします。
- (6) 事業者の過失で、本事業が実施できなかった場合等については、事業者がその責任と費用負担により対応します。
- (7) 東京都議会において、東京都教育委員会から事業者への分担金に係る予算が可決されなかった場合は、事業者は東京都教育委員会と協議することとします。なお、予算が可決されなかった場合においても、東京都教育委員会は事業者に対して、損害賠償等の責任を負いません。

【参考資料】多文化共生スクールサポートセンター事業 スキーム図

東京都教育委員会

